

継続的な安全性向上に関する検討チーム
第6回会合議事録

原子力規制委員会

継続的な安全性向上に関する検討チーム第6回会合 議事録

1. 日 時：令和2年12月4日（月）10:00～12:05

2. 場 所：原子力規制委員会 13階A会議室

3. 出席者

【原子力規制委員会】

更田 豊志 原子力規制委員会委員長

伴 信彦 原子力規制委員会委員

【外部有識者（五十音順、敬称略）】

板垣 勝彦 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 准教授

勝田 忠広 明治大学法学部 教授

亀井 善太郎 PHP総研 主席研究員

立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 特任教授

関村 直人 国立大学法人東京大学 副学長

大学院工学系研究科原子力国際専攻 教授

山本 章夫 国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科 教授

【原子力規制庁職員】

荻野 徹 長官

金子 修一 長官官房審議官

市村 知也 原子力規制部長

黒川 陽一郎 長官官房政策立案参事官

堤 達平 長官官房総務課法令審査室長補佐

柴田 延明 長官官房法務部門参事官補佐

平野 雅司 技術基盤グループ技術基盤課技術参与（安全研究）

西崎 崇徳 原子力規制部原子力規制企画課企画官

谷川 泰淳 原子力規制部原子力規制企画課原子力規制専門職

正岡 秀章 原子力規制部審査グループ実用炉審査部門管理官補佐（総括担当）

森光 智千 原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門係長

4. 議 題

○議論の中間的な振り返りと今後の検討課題の整理

5. 配付資料

資料1 議論の中間的な振り返りと検討課題の提案

資料2 各委員からの今後の検討課題についての意見

資料3 これまでの議論の概要（各回の主な発言等）

6. 議事録

○市村原子力規制部長 おはようございます。時刻になりましたので、ただいまから、継続的な安全性向上に関する検討チームの第6回会合を開始いたします。

本日、大屋先生は御欠席でございます。

今回の議題は、議論の中間的な振り返りと今後の検討課題の整理をしたいというものでございます。

これまで、5回会合を開催してまいりまして、先生方を含め、幾つかプレゼンをいただき、また事業者からも話を聞いて、前回は自由討議を実施していただきまして、一当たり議論はしてきたものと考えております。

それを踏まえて、今回、前回終わりのときに中間的な取りまとめ的なものをお示ししてという話をしたのですが、そのような形の議論ではなくて、今回、改めて一旦これまでの議論を振り返りいただいて、今後、具体的には来年1月以降でございますけれども、こういった議論をしていくべきかということ、先生方を含め、この会議の場である程度のイメージのすり合わせができればというふうに考えているものでございます。

本日の資料は、今、御覧いただいているメインの資料である資料1、これは議論の中間的な振り返りと検討課題の提案というものでございますけれども、それと資料2として皆様からいただいた御意見を束ねたもの、それから資料3というのは、いつものとおり前回までの議事概要を取りまとめたものというものでございます。

それでは、早速、まず資料の説明からということで、資料1のこのメインの資料について、主に作成をしてもらった規制庁の谷川専門職から、簡単に説明をさせていただきたいと思えます。

では、お願いします。

○谷川原子力規制専門職 規制庁の谷川でございます。

この資料は、既に御覧いただいていた上で御意見を頂戴しているということもございまして、全体をかいつまんで説明するようにいたしたいと思えます。なお、資料の位置付けについ

てなんですけれども、議論の振り返りの部分については、なるべく客観的なものとなるように努めておりますけれども、検討課題の提案の部分については、本日、幅広い議論が行われることを前提に議論の助けとなるように作りましたものですので、これに縛られるものではなくて、議論の御参考程度のものとしてお考えいただければというふうに思います。

それでは、資料の中身ですけれども、まず資料の「1. 原子力に関する規制の在り方」のところですけれども、これまでの検討チームの議論の中で多かったと思われるのが、多かった論点として、規制の制度論ですとか、あるいは前制度的、前法的な規制の在り方論であろうと思いますので、それをまとめる形で1. としております。主な今後の検討課題としては、原子力をどう規制していくべきか、特に中間的な領域といいますか、ソフトな手法というものが有り得るか、有り得るとすればどういったものかということ議論していけたらということを書かせていただいております。

続いて、2. ～4. にかけてですけれども、制度的な議論がある一方で、単に制度を整備すればよいというわけではないということで、それが働く環境について、いろいろな観点から議論をいただいたというふうに思っております。中でも、まずは事業者に継続的改善に取り組む姿勢を持ってもらわなければならないということで、「2. 事業者の姿勢と規制機関との関係」を書かせていただいております。これは、事業者の行動変容が論点にはなってきますけれども、あくまで規制機関として何ができるかというのが検討チームの課題であろうと認識しておりますので、今後の課題としては規制機関ができることは何かということを書かせていただいております。

続いて、3. ですけれども、信頼の確保についても議論があったというふうに思います。これは、規制機関と事業者との間の信頼という観点と、国民からの信頼というような観点の二つの視点について議論があったかと思っておりますので、それを書いております。この論点については、単独で課題を取り上げるというよりは、ほかのポツの検討に際して、併せて考えることになろうと思いましたので、個別に課題を提示することはしてございません。

続いて、4. ですけれども、インセンティブ構造の問題がございます。これは事業者の姿勢とも関連してきますけれども、事業者が積極的に取り組めるようなインセンティブ構造となっているか、何か阻害要因があるのだろうか、そういった議論があったであろうと思います。検討課題としては、インセンティブ構造がどうなっているかということと、その構造を踏まえて規制機関ができることは何かということを検討するというように書かせていただいております。

続いては、5. と6. についてですけれども、これまで在り方論や環境に関する論点を1～4で書かせていただいておりますけれども、そこからもう少し具体的な話として、では、実際にはどのような規制手法がつけられるだろうかということと、また、それをどのように得られた知見に応じて選択していくのかということ、5. でございます。その際に、特にこれまで議論のあつ

たリスク情報ですとか、CBA、費用便益分析といったものどどのように位置づけて取り扱っていくべきかということで、6.を立てております。

以上、粗々ですけれども御説明させていただきましたが、この1~6.の項目立て自体も、あくまでこの紙の便宜上作ったものでして、個々のこれまでの論点によっては必ずしも一つの項目に閉じるものではなくて、複数の項目にまたがったような論点とかもあつたであろうと思います。その辺りも含めて、ぜひ御議論いただけたらと思います。

私からは以上です。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

今回、この会合に先立って、今説明のあつた資料1は皆さんにお送りするとともに、今後の論点についての議論の呼び水ということで、荻野長官が作成したメモも皆さんにお送りをしています。

さらに、それを前提として、各委員の皆様からも事前に御意見を提出いただいて、それを束ねたものが資料2ですけれども、これも皆さんに既にお送りをしているという状況でございます。

したがって、本日は、各委員の皆様には御自身が御提出いただいた意見に加えて、他の委員の皆様のご意見、コメントも併せて含んでいただいて、さらに議論、論点の提示、御意見などいただければというふうに考えてございます。

やり方としては自由討議のような形なのですけれども、まず、最初に議論の呼び水として、皆さんにお示しをした荻野長官から、今回、各委員からいただいた御意見の受け止めなども踏まえて、御発言を最初にいただきたいと思ひます。お願いします。

○荻野長官 荻野でございます。おはようございます。

あくまで、一参加者の印象論ということになりますけれども、議論の口火ということで発言をさせていただきたいと思ひます。

私自身は、これは第1回の会合で問題意識のようなものをお話しさせていただきましたことですけれども、現行法制とか、現行組織により行われる原子力規制は、法的な、あるいは行政上の仕組みということで、どうしても現状肯定的、あるいは整合性重視になりやすい。ひいては自己満足に陥りかねない。そこを戒めなければならない。そのためには、何か、変化の契機といったものが作動する、そういった仕組みがつくれなかつたかといった、こういうことを私自身の問題意識として持っておりまして、それをお話させていただきました。

そこで、この検討チームでの御議論でも、規制機関の役割とか、規制制度の在り方なんかにつきましても、現行の制度の前提となっている考え方自体に立ち返つて御議論いただければ有益であると、当初から考えていたところでございます。

こんな観点から、呼び水として拙いメモをお送りし、また今回、御提出いただきましたいろ

いろな御見解を拝読させていただきました。

感想でございますが、提起された多くの論点が、規制機関の役割は何か、規制機関がどこまで関与すべきかといった点に結びついているというふうに思いました。こういった論点を突き詰めると、平たく言って、規制機関とはそもそも何なんだという、そもそも論的な議論になるかなというふうに思いました。

さらに、規制機関と事業者の関係について、例えば規制機関の行動変容が事業者の行動変容にどう関係するのか、あるいは事業者のインセンティブ構造をどう考えるか、両者、あるいは国民も含めた信頼関係やコミュニケーションはどうあるべきか、あるいは規制機関と事業者が同床異夢になっていないかといったような問題提起も多々ございました。

これらにつきましても、事業者という存在を言わば媒介として、規制機関の在り方を論じているというふうに、私には感じられました。そう思いますと、これは亀井先生からも提起されておりましたが、例えば「ゆらぎ」の問題なんかでも、事業者に求めるというよりも、その行動変容につなげるような規制機関の行動としていかにやるべきかというような捉え方がいいのではないかなどと考えたところです。

冒頭、谷川から御説明したペーパーに引きつけて申しますと、最初の1.、2.のような塊が私が申し上げるそもそも論的なもので、3.とか4.はそれを深掘りしていくような位置づけの論点群なのかなと。そういう意味では、「ゆらぎ」については、3.より2.でというご意見をいただいておりますけれども、そういうことなのかなというふうに感じております。

また、ちょっと長くなりましたので、あとは端折りますけれども、リスク情報の活用、費用便益分析、その他、規制手法の手法に関する論点の提示も多々ございました。これらにつきましても、規制の在り方といった議論を具体的な仕組みに落とし込む過程で、さらに深掘りしていく論点というふうにも感じられたところでございます。

全体を読ませていただいた感想でございますが、議論の口火ということで御発言をさせていただきました。

以上です。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

資料1、資料2、それから今の発言を含めて、ここから自由討議に入っていきたいと思います。

まずは、いつものとおり、外部有識者、先生方から順にというか、順不同で御意見を頂戴できればというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。いかがでしょうか。

では、山本先生からお願いいたします。

○山本教授 名古屋大学の山本です。御説明いただき、どうもありがとうございました。

少し基本的なところに立ち戻って、幾つか確認と、コメントとか質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、これまでの議論で、大まかには完全規制の領域と、完全自主の領域と、中間的な領域がありますねということで、大体この辺は皆さん、合意されているのかなというふうに思っております。

私がちょっと確認しておきたいのは、こういう三つの領域が、いわゆる安全の考え方において、どういうところに対応しているかということ、ちょっとその意識が合っているかどうかという面で確認したいというふうに思います。

委員の方々、規制庁、規制委員の方からのコメントにもありましたけれども、安全目標という言葉が何人かの方から出ておまして、安全目標の基本的な考え方のベースになっている安全では、領域として三つあって、一つは許容できないリスクがある領域です。二つ目がリスクは非常に低くて、万人に広く受け入れられる領域があって、あともう一つはその間の中間領域があるというふうに理解しておまして、私の現時点での理解では、完全規制の領域というのは許容できないリスクがある領域に、概ねですけど、対応していると。

今、議論が中心になっている中間的な領域と言っているものが、ちょうどその許容できないリスクがある領域と万人に広く受け入れられる領域の間の安全のレベル、大体ここに該当しているというふうに、今のところ見ておまして、NRC風に言いますと、アディクエート・プロテクションの領域が、つまり、いわゆる許容できないリスクがある領域に対応していて、今、ここでどこまで規制が関与するかということについて議論をしている領域は、それよりもリスクが低い領域に概ね対応しているのかなというふうには思っているんですけども、この領域に対して規制がどこまで関与するかと、どういう形で関与するかという流れなのかなと思っております。

その辺につきまして、皆様からその御意見なり、コメントなり、意識が合っている、合っていないというところを御意見いただければというふうに思います。

私からは以上です。

○市村原子力規制部長　ちょっと山本先生の御提起もありましたけども、その前に亀井先生、お願いします。

○亀井主席研究員　今の、まさに御提起、私も同じ問題意識を持っていて、さらに付け加えるならば、その三つの領域があったときに、比較的リスクが低い、許容できる領域において、事業者が自由闊達な風土をつくるとか、欠けとか、新しい知見を発見するための企業風土をつくる努力がされているのかということについては、やっぱり相変わらず分からないままだなというふうに思っておまして、そこが、何か、あらゆるところ、何かそのメリハリがついていないがゆえに結果として、何というのかな、うまくできていないところがあるんじゃないかなというふうに思ったところです。

ですから、今の山本先生の御提起は、僕はとても大事なところだと思っていて、もう一方で、

そこに対する事業者の対応がどういうところにあるのかというところについては、そこを促すことができれば、多分その中間領域の部分というの、自主的な様々な動きも何か出てくるように思うし、いろんなせめぎ合いも出てくるし、さらにはそこを想定した規制機関としてのゆらぎを与える与え方というところも、より明確になってくる。これは、かなり具体化していく一つのストーリーができるんじゃないかなというふうに考えております。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

山本先生、それから亀井先生からも問題提起がありましたけれども、これについては私自身は譲れないところを規制しているべき、しているはずであると思っていますけれども、ただ、恐らく先生からも提起があったように、その先に中間領域的なものがある、そのところ、まず最低限必要なものを規制できているかという確信を規制当局が本当に持っているかというところは、私自身は断言を持ってイエスと言うほどの、今、考えはなく、かつ、それから中間領域的なものについても、恐らく事業者に対する信頼みたいなものがないと、そこを委ねることはできないのですけれども、我々が確信を持っているかという、そこも恐らくないのではないかというふうに思いますけれども。恐らく考え方は皆さん、規制当局でも違うと思うので、適宜御発言をいただければと思います。

委員長、お願いします。

○更田委員長 まず、山本先生にちょっと、お答えではないですけども、おっしゃるようにNRC、アディクエート・プロテクションを掲げていて、非常にきれいな体系を概念としては示しているけども、個別の規制を見てやると、決して掲げているような概念どおりの規制をやっているわけではなくて、さらに言えば、リスクの非常に大きなものに関して強制をして、小さなものを委ねているかという、そうでもないんです。それは、もう相手次第というものがあるので、必ずしもリスクで規制の強弱が決められているわけじゃないと。

さらに、リスクの大きなものに関して強制的な規制を行って、中間的な領域があって、さらに小さなものに関しては自主に委ねようという理屈はそうなるんですけども、そうすると、これは相手が期待した行動をしてくれるという前提に立っているんですけども、相手次第の部分があると。これは、亀井先生のおっしゃったことだと思います。

この相手次第の中で、電力というところもあるけれど、電力がまだ捉え切れていないだけではなくて、今、規制上の大きな問題はサプライチェーンに関わるものが非常に大きくなっているんですけども、ベンダーをほとんど捉えられていない。というのは、これは、法的な仕組みからいって、ベンダーを規制する形になっていませんので、そういった意味では、相手次第であるし、さらにその相手が全ての相手をしているわけじゃないという、そういう状況があるというのは、今の認識であります。

○市村原子力規制部長 山本先生、どうぞ。

○山本教授 名大の山本です。

更田委員長、市村さん、どうもありがとうございました。

それで、今、更田委員長おっしゃった点が私は非常に重要だと思っております、重要だという意味は、まず、原則としてそのリスクの大小で完全規制か、完全自主か、中間が決まるとい、ある程度の原則はあると思うんですけれども、ただそれだけではないというのを今確認できたというか、それだけでは決まらないというところを意識共有できたというのは非常に大きくて、じゃあ、ほかにもそういうファクターがあるのかというのをこの場で確認するというのが、まず前提として重要なことというふうに思います。

私からは以上です。

○市村原子力規制部長 山本先生、ありがとうございます。

今の論点は、ほか、よろしいですか。よろしければ、ほかの先生。

亀井先生、どうぞ。

○亀井主席研究員 今の論点は、山本先生、御指摘あったところ、私もとても大事なところだと思うんですが、そこに加えて、これは、だから、まさに実は電力会社の、さっきのベンダーとの関係も含めてマネジメントそのものの問題なんです。まさに、マネジメントそのものの問題であって、これは独占企業体であるということをやっぱり僕たちは、やっぱりそこはちゃんと意識しておかないといけない。かつ、失敗をやっぱり過度に恐れるところがある、競争というのはなかなか起きにくいという中で、私たちはそれぞれを、どういうふうに促していくのか、さらに促す場所というのをどういうふうにつくっていくのかということ、場合によると、今の線引きというところの工夫をしながらなんだと思うんですけれども、明確に意識しながらここを競争させると、ある種の疑似マーケットをつくるぐらいのことをしなきゃいけないのかもしれない。それが一つのゆらぎになるのかもしれないなど。ある種の技術競争をさせるとか、じゃあ、どういう形になるのかちょっと私は見えないんですけれども、そこは考えてもいいのかなというふうに思います。

例えば、一つ考えられるのは、厚生労働省で急性期の病院にDPCという方法を取って、これは何をやったかということ、医療関係にお詳しい方はよく御存じだと思うんですけれども、急性期の病院は実質競争状態にないわけですね、ほぼ地域独占になる。もちろん、近隣にあれば競争になるんですけれども、そういう中で、例えば入院期間を、例えば同じ病気で手術をしました、手術の後の入院期間をどのぐらい短くすることができましたかと、それによって本人のリハビリ期間を確保することによって、医療の質を高めていきます。あるいは、地域の医療資源としてのベッド数を確保します。さらには、医療費の削減を図りますみたいなことが、その成功に至ったんですけれども、例えばそういう形でこの病院と遠くのあの病院との間で地域格差はあるかもしれないけれども、そこはお互いもっと競い合ってもいいんじゃないかと。それこ

それが、医療の進歩につながるみたいな、これはある種の準市場をつくった形になっているんですけども、そういったことを競争できるようなものが9電力、あと電源開発も含めればもう少しあるのかもしれませんが、そういうところの中で、ある種の競争をさせる場所というものを、それはどういう場所を使うのか分かりませんが、考えてもいいのかなというふうに考えたところですよ。

取り急ぎ以上です。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

今の点については、何かリアクションをされる方いらっしゃいますか。電力（会社）の置かれている、やや特殊な状況を踏まえて、競争状況をつくることができるかどうかということですよけれども、これはちょっと受け止めて、また進みたいと思います。

それでは、ほか、先生方、いかがでしょうか。

板垣先生、お願いいたします。

○板垣准教授 取りまとめの中で、黒川さんがおっしゃっていたことが、非常に面白いと思いました。後ろのほうです。

○黒川政策立案参事官 ページでいうと。

○板垣准教授 ページでいうと27ページです。今、おっしゃっていた中間的な仕組みということ、あとバックフィットの準則ということについて、早めの段階で具体的内容の検討に入るのがよいのではないかという点です。

黒川さんもおっしゃっているとおり、枝葉の部分なので、もっと後の段階で議論すべきものに見えるけれども、こうした細部の議論、つまり具体的な、一見すると枝葉の議論に見えるようなことにこそ総論的な部分を考える上でのヒントが隠れていることが、むしろ本質というか、真実的な話でありまして、私が事業者からヒアリングをすべきだということを最初から割と強く主張していたのも、この辺りのことと関係します。つまり、具体的な事案、具体的な事例の中で、どうすればいいのかということ工夫する、あるいは検討するということが、抽象論にとどまらない建設的な議論につながっていくと思ったからです。

よろしければ、黒川さんから敷衍していただけるとありがたいのですが。

○黒川政策立案参事官 すみません、ありがとうございます。

私が思ったのは、すごく大事な議論をこれまで重ねてきたと思っているんですけど、私はバックグラウンド、法律なんですけど、現場の人がこれまでどんなことに悩んで仕事をしているのかということと聞き合わせたときに、何となく、こう、うまくつながってくる議論をしてみたいなど、だからそういう、こちらがこういうことに悩んでいて、それを何とか解決したいんですというのを投げかけて議論すると、結果的にそういう大局的な議論がより、現実に近い形で行われていくんじゃないかと思って、枝葉の議論をしたいということではなくて、大局の議

論をより真つ当にするために、枝葉から溯つたらいいんじゃないかと思ったということです
○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

これは、ちょっと今後の議論の進め方にもよると思いますけども、上から行く話と、下から上げていったほうがより上の論点が明確になるということもあるのだと思いますけれども、この点については何かリアクションされる方、いらっしゃいますか。

勝田先生、お願いします。

○勝田教授 勝田教授 僕も板垣先生と、あと黒川さんの話と同様に、バックフィットの話はやはり気になっているところがあります。この会議の背景にもやはりそれをどうするかというのはあったと思いますし、やはり地元の人たちは、そんなに法律のことは詳しくなくても、法律がどういうふうに適用されるのか、今、目の前にある原子力発電所は安全なのかどうかというときに、一つの考え方としては、バックフィットをどう扱ってくれるのかというのは非常に気にしていますので。もちろん議論の仕方として最初からそれをやっちゃうと、ちょっと具体的な話になり過ぎるということもあるのですが、今、皆さんが議論されているように、そういうのも念頭に置きつつやるというのは、非常にいい話かなと思っています。

せっかくだから、ほかの話もしていいですか。

すみません、25ページです。市村さんの話で、3番目ですか、公開の場についての言及があって。もちろん今の日本の福島第一のことを考えると、そう簡単に非公開の場というのは話すことはもちろんできないし、僕も現状の審議会のやり方でいいと思っているのですが。一つちょっとこのコメントを見て思ったのは、僕が経験したパグウォッシュ会議という科学者運動があって、ラッセル・アインシュタイン宣言がされているものです。その議論の場で僕が経験したのですが、もともとはイギリスにあったやり方なのですが、チャタムハウスルールというのがあって、それは簡単に言えば、会合の中で得られた発言というのは自由に使っていいと、場合によってはそれを対外的に発表もしていいと。ただし、誰がしゃべったかとか、そういうことは絶対やらないという一つの行動規範みたいなルールがあって。原子力分野で使ったのは聞いたことはないのですが、多分こういう原子力の安全規制というテーマでは、もしかしたら親和性は高いような気はしています。それがいいというわけではないのですが、ちょっと思いついたというのが一つです。

取りあえず、以上です。

○市村原子力規制部長 勝田先生、ありがとうございます。

今の点は、コミュニケーションの話は、私のみならず多くの方が上げておられて、恐らく事業者との対話を見て、何となく皆さん、ちょっと違和感というか、何か工夫の余地があるのではないかと御指摘をされていることだと思います。論点の一つだと思います。

亀井先生。

○亀井主席研究員 チャタムハウスルールについて少し、私、まさにシンクタンクの世界なので、少し付言させていただくと、これは英国の、要は王立国際問題研究所、チャタムハウスのルールであるので、チャタムハウスというふうに言われるんですけども、これはやっぱり外交安全保障の、何というか、いわゆるトラック1、政府がいきなりガチンコでやる手前のところで、1.5とか2とか、2.0というふうに言われます。実際の落としどころを探るための準備会合として、シンクタンクというものが、例えば米国における外交問題評議会であるとか、英国における今のチャタムハウスであるとかという形で、第一次世界大戦の前後につくられたというところが極めて大きくて、私はむしろ原子力規制においては、私はむしろ適用させるべきではないと思います。

それは、つまり外交安全保障の場合は、背負っているものが後ろに国家というものがあって、それをどの国が何を言ったということが表に出てしまうと、それによって一気にいろんな空気が決まってしまうというようなことがあるから、それはチャタムハウスというのはある種の、何か国際外交の知恵として生み出された、私は枠組みなんだと思うんですけども、そこをこの原子力規制に適用すべきかどうかについては、かなり、僕は議論があると思うし、これまでの、特に東京電力の福島第一原発事故という、私たちはあってはならない経験をしてきたことを踏まえると、そこで、だからこっちなんだというところに乗り換えるというところは、私は、そこは、一つの知恵としてはあることは重々承知はしているんですけども、僕もあるのかなと実は正直、勝田先生と同じように思いました。思ったんですけども、やっぱりこれは、この分野においては適用するべきではないというふうに思いました。それは何でかという、まず、そもそもそういう背景が違う。

じゃあ、彼らは何を背負っているのかといたら、結局やっぱり事業会社の、何というか、損得という話になってしまうので、それを別に背負われることを表でしゃべられないことというのは、やっぱりないはずなので、それはやっぱり建前としても、本音としてもそうであるべき、特に安全についてはそうあるべきなので、そこは、私は適用するべきではないんじゃないかなというふうに、あえてそこは、すみません、意見としては、逆の意見として一つ申し上げておきたいというふうに思います。

○市村原子力規制部長 亀井先生、ありがとうございます。

勝田先生。

○勝田教授 亀井先生、はっきり言っていただいて本当にありがとうございます。

僕もこれがいいというわけではなくて、ただ、じゃあ、本当に方法がないのかと議論を止める必要もなく。一つの参考として、いろんな取組がありますよという事例です。

内容については、亀井先生と正直、同意しています。逆に言えば、そういう立場をちゃんと表明することが、もうこの公開のやり方でやるというのを表明するのが一つのメッセージなの

かなというふうにちょっと思いました。

以上です。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

この点については、何かリアクションされる方、いらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、そのほかを含めて、また先生方から御意見、頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

関村先生、お願いします。

○関村副学長 東大の関村でございます。

まとめ、それから皆様方の意見、全部読ませていただいて、非常にすばらしい御議論をいただいているなと思っています。

それで、先ほど山本先生から三つの領域を安全目標に関連してお話をいただいたところ、基本的な理解は、それでいいかなと思うんですが、しかしながら、我が国の安全、原子力安全及び安全規制を考えていくときに、これ、冒頭でも更田委員長からもお話があり、第1回目か、第2回目の冒頭でもあったと思うんですが、やっぱり自然現象によるリスクが占める割合が極めて大きいという我が国の特徴がある。イギリス的にいうと、逆三角形のところの三つの領域で適確に示し得るのかどうかということが、そもそもの課題として我々が取り組んでいるところだと思います。

リスクベースの規制を超えてリスクインフォームドな規制をやっていくという言い方で議論の論点がまとめられるのであれば、むしろよいことかとは思いますが、これについて、不確実性という言葉だけを使うのではなくて、自然現象が支配的になり得る我が国におけるリスクインフォームド規制というものが、どういうものであるべきなのかというところが十分議論されるべきポイントになると思います。ではそのときに、安全目標の考え方をどのように議論をしていくべきなのかということも課題としてはあります。

これは、自然現象や自然災害に加えて、その他の事象ということですので、我々だけが議論できるものではないことが明らかだろうと思いますし、原子力に関連した者だけが議論できるということではなくて、非常に広い立場から議論をする場と一緒にやっていくことが必要かなと思います。

それから、もう一点です。事業者が行うべき安全に関わる活動というのを、どのように我々が理解を十分しているのかという問題点については、課題を提示しておきたいと思います。これは、単なるゆらぎを与えれば解決できる問題というのは、ちょっと違うんじゃないかなという違和感を感じているということも含めてでございます。

先ほどからお話がありましたように、ベンダーがあり、発電所の現場では下請、孫請の方々がいてという構造の中で議論がされている。例えば規制基準に関する適合性審査を受けている

主体が事業者という顔だけはないところがあって、どのような安全を向上させる活動があるのかについて、ぜひここでももう一度、全体像を捉える、分析をする、その課題は何かというところを議論していくべきだろうと思っています。

一方で、そういう議論をするときには、規制庁ができてまだ10年足らず、福島第一原子力発電所事故が起こって10年、これからも安全を高めていくという努力をしなくちゃいけないということを考えますと、今、目に見える短期間の安全性向上ではなくて、いろんな時間軸で事業者の活動がどういうふうに成り立っているかということが、非常に重要なポイントになると思います。

一方で、従前からの原子力規制が事業者に与えてきた影響の分析はしておく必要があると思います。染みついてしまったもの、これ、安全文化という言葉だけでは語れない部分がありますので、あえて安全文化という言葉は用いないほうがいいと思うんですが、どういうことを従前は規制側が言ってきたから、事業者の方々はこういう発想法になったのかというところの分析、ここはきちっとやっていただければと思います。またある意味では、その革命的なことが今の新検査制度においては行われつつあるということは、非常に重要なポイントだろうと思います。

あえて時間軸で捉えていくべきだということの構造で必要な部分を提示させていただきたいと思います。定期安全レビューに関しては10年間という単位を取りながらというのが国際的な標準としてやられていた。それであってもアメリカは、ライセンスリニューアルということで、20年間ということを考えていた。その意味するところは、事業者が投資をどのように回収するかということも含めながら考えると、10年間では十分ではない、だからこそ20年間という時間軸を取りながら安全性に関する事業者の役割というのをきちんと提示をしていただくということが必要であると、そういうフィロソフィーが基本的にはあるというふうに思います。

もちろん、いろんな形で、例えば検査制度だったら四半期ごとにいろんな情報を提示して、それに対してのアクションをオープンな形で議論をしていくというような場がある。1年ごとにやるべきもの、5年に1回やるべきもの、それと10年に1回やるべきもの、20年に1回、こういう構造をちゃんと考えないと、投資額が大きいシステムという議論そのものはここでやる必要はないのかもしれませんが、極めて複雑なシステムにおける安全性向上ということを議論していくには、必ず不足の部分が出てくるのではないかなと思います。

だからこそ、現場のお話、それから発電所の所長レベルの方、それから本店、経営層、これはどういう方が、どのようにそこを考えていらっしゃるかというのは、亀井先生がおっしゃっていただいたように、どういう方がトップになっていますか、どういう方が現場をちゃんと見ていらっしゃるのか、電力会社の方は現場をどのように考えているのか。あるいは、その中にベンダーの役割だったり、下請、孫請の方々がどのような努力をされているのかというところ

ろが入ってくると思っています。

単純に事業者とのコミュニケーションという言葉ではくくれないような問題分析の軸を幾つか我々は提示をしていく必要があるのかなと思っています。

まず、私からは以上、いくつか論点の提起をさせていただきました。

○市村原子力規制部長 関村先生、ありがとうございます。

今、幾つか重要な論点を提示いただいて、リスク、安全目標の話とか、規制当局と事業者との関係の論点であるとか、あるいは時間軸というのが非常に大きなキーワードだったようにも思いますけれども、この辺りについては、リアクション、反応される方はいらっしゃいますか。

委員長、お願いします。

○更田委員長 ちょっと沈黙があると。穴埋めみたいな発言ですけども、これは恐らく皆さん、共通だと思うんですが、安全目標の議論というのは、というか提案の中に出てくるのは、これは安全目標に期待しているのは、先ほど黒川さんの提案にあった枝葉というとか、具体的な検討をやっていると、そもそも論に立ち返った議論ができるんじゃないかと。

安全目標の議論をしようというのも、そこに似た期待があって、決して安全目標も確定させようとか、定めようというところではなくて、安全目標の議論は多分終わらない、ただし、定常的にずっと議論されていることが重要なものなんだろうという認識、旧原子力安全委員会は部会を設けて議論をしていたんですが、中間的取りまとめを行った後、方針の変更ですか、ちょっと詳しいことは知りませんが、部会を廃止してしまった経緯が、リスク部会ですかね、安全目標に係る議論をしていたところを止めてしまった経緯があるんですけども。安全目標の議論をやろうとすると、やはりどうしてもそもそも論の議論になるので、その期待というのは、黒川さんの具体的にやろうというのと、ちょっと裏返しではあるんだけど、似たような期待なんではないかというふうに思います。

ただ、いきなりここで安全目標についてどうこうというものではないだろうとっていて、先ほど板垣先生から黒川さんの二つの具体的な、中間的アプローチと呼んでいるものと、それからバックフィットにまつわる議論。私はもう一つは、三つあって、もう一つは今ここでやっている議論と似たような議論を発足当初にもやっていて、その思いを大慌てで詰め込んだのが安全性向上評価制度。これは米国のFSARに倣ったものであるようなものなんですけど、実はPSRも引っ張り込もうとしているし、その中でIPEやIPEEE、ストレステストも突っ込んで、てんこ盛りにして、その代わりてんこ盛りにした分だけ強制ではなくて届出にしてというかたちで、性善説に基づいて極めて大きな期待を込めた制度なんですけども、やっぱりそれだけじゃ、いきなり期待どおりには動かない。これは、ちょっと今、具体的にそれがどう進んでいるかは、原子炉安全専門審査会のほうに新しい課題としてお願いをしているところでもありますけども、それよりもそもそもこの制度そのものの背景も含めてという議論は、ここにふさわしい、この

場にふさわしいのではないかと思いますので、その事例等も紹介をしてという三つ目のテーマもあろうかなというふうに。今、関村先生のお話を聞いていて、PSRにしてもちょっと紹介をさせていただいて、PSRは、例えばスイスなどでは非常にうまく回った制度ですので、そういった紹介をさせていただければ、議論の対象になるだろうというふうには思います。すみません。

○市村原子力規制部長 FSARをつくるときに、期待を込めてつくったというのものもあるし、ちょっとややいろんなものを、取りあえず、しわ寄せというと非常に失礼ですけども、PSR、ストレステスト含めて、そこに全部寄せて入れてしまったということもあるので、これをどう生かしていくかというのは、なかなか大きな議論だというふうに思っています。

ほか、いかがでございましょうか。先生方でも、あるいは規制委員、規制庁の皆さんでも、どこからでも結構でございます。

○更田委員長 もしよろしければ、ちょっと質問をさせていただきたいのは、規制委員会、やはりコミュニケーションは公開なんだということで、もうその原則ですっとやっています。ですからCEO会議、CNO会議、審査会をも全て公開で、なるべくヒアリングの数も増やさないと。ヒアリングというのは議事概要を出すだけですけども、ヒアリングの数を押さえ込んで、審査会を表でやるんだと、全てユーチューブに載せるんだ。果たして、それでいいのかという、どうしても、何か、そこに見えない限界を感じるころがあるのは事実。

一方で、先ほど言われたようなチャタムハウスルールは週刊誌の匿名座談会みたいな感じですよ、A、B、C、Dと言っているという意味では。ローレベルの例ではありますけど。そうすると、でも多分、本当に技術的なところであれば、より率直な議論である、あるいは議論を活性化するための極端な意見みたいなものが出しやすくなるかもしれないけど、これは恐らく、先ほど亀井先生がおっしゃったように、私たちが受け入れていいものではないだろうし、あまり効果がないだろうと。

じゃあ、どういうコミュニケーションのツールがあるか、何かほかに公開の原則の下で、さらに活性化するものがあるとしたらということなんですけども。

○亀井主席研究員 今、手元の資料で、今年の1月に行われた東京電力と原子力規制委員会との対話の議事録、改めてもう一回読んでいたんですが、まさにここでいろいろと議論されていて、これはとてもいいマネジメントに関する議論がされているんです。その人材をどう活かしていくかとかということについて、委員長や委員から御質問があつて、それについて東京電力さんが真摯に答えているし、かなり細部に及んでいて、先ほど関村先生から御指摘があつたようなどいうレベルでどういうことが行われていて、それは協力会社も含めてどういうインセンティブを与えておくのかみたいなのも含めてきちんと議論がされているんです。

問題は、では、じゃあ、東京電力でこういうふうな議論が行われたことをほかの電力会社が

どうレビューをしているのか。これは、一つ考えられるのは、公開だから読んでいるはずですよという性善説的発想です、これが一つ。

もう一つは、これをさらにプッシュ型で行くのであれば、東京電力から聞いたこういうことは、私たちはいいことだと思った、あるいはこれは優れていることだと思った。だから、これはほかの電力でも考えたらどうだということまで、何というか、ある種、プッシュ型で、何というか、共有する知見というものをより明確化させて出すということまで規制委員会が行っているかどうか。

これは、公開はしているところは公開でいいんですが、公開をさらにもう一歩進める、何というか、あるべき情報共有とか、あるべき方向性を、それによって規制委員会が指し示す、マネジメントスキルまで含めて指し示すことまでやっていらっしゃるかどうかということについて伺いたいと、ここはいかがですか。

○市村原子力規制部長 さあ、これは。

○更田委員長 まあ、あまりやっていないですかね。ほかの、他電力と会ったときに、例えば前回の別の電力との議論の間にこういう話があったな、あったけどというふうに引き合いに出すことはありますけども、あんまり私たちの言い方では水平展開はしていないところがありますし、多少パターナリズム的かなという、何というか、ためらいはありますけれども。

○亀井首席研究員 逆にそこはよく分かる。さっき私が申し上げた疑似市場とか、準市場は、私はそういうイメージで、もちろん、何か、定量化できたら一番それは準市場としてはきれいなんですが、その準市場に行く手前のところで、ある種、何というか、背中を押してあげるという役割もあるし、逆にここは原子力規制委員会の中で、例えば委員の皆さんや、あるいは規制庁の皆さんといろいろと、その中で話をしている中で、東電のあの話はよかったよねとか、あの話はほかでもっとやってくれないかなというふうな話は、恐らく中でされているはずなんですよ、これは、それこそ公開ではなくて。そこでしていることを、やっぱりある種フィードバックをしていくということは、僕はあってもいいんじゃないかなと思うんですが。

そこまで手間をかけないと、これは公開はしています、それは読んでください、だけどどう読み取るかということについての意図までは、彼ら任せになってしまうので、横並び意識が強い、逆に言うと、これは原子力規制委員会が電力会社は横並び意識が強いはずだという思い込みで動いている可能性もあって、そこにどうやって常にある種の緊張感、これもゆらぎの一つだと思うんですが、緊張感を与えていくのかということが、実は結構大事なんじゃないかなと思ったんですが、そこが実は公開を、むしろ積極的に生かしながら、さらにメッセージを込めていくという、より、何というのかな、ポジティブなやり方じゃないかなと思うんですが、ここら辺いかがですか。

○市村原子力規制部長 金子さん、どうぞ。

○金子長官官房審議官 規制庁の金子です。

今の亀井先生の御指摘はすごく問題意識としては、私もよく分かって、ただ、やり方を間違えないようにしなきゃいけないなと思っているのは、私たちが思っていることが、必ずしも正しいわけでは、もちろんありませんし、事業者にとって受け入れやすいというのか、がたいというのか、どっちでもいいのですけれども、られるものであるかどうかというの、ちょっとよく分からないところがあるので、あんまり、これをやりなさい、あるいはこれがいいことですというような形でメッセージを出すということよりも、むしろ、先ほどちょっと関村先生からの御指摘にもあったのですが、規制機関はこういうことに問題意識を持っているんだなと、だから必ずこの話題が出てくるねと、そのことについて考えておかないといけないな、自分なりに、事業者なりに、どうそこに対する解を持つんだろうか、あるいは考え方を持つんだろうか、そういうことを少し、ある意味繰り返しというのか、より積極的に引き出していくような行動というのが、一つやり方としてはあるのではないかなという気が私はしております。

○亀井主席研究員 さっきのパターナリズムになりがちだということの懸念も、まさにそのとおりで思っていて、一つ解決する方法としては、ただそれでもやっぱり実はあうんの呼吸に期待しているところがすごくあって、それは、かつ横並びだという、やっぱり前提があって、その前提で本当にいいんですかという話なんだと思うんです。

そういう中でいうと、一つあるとすると、一つは規制機関がそこに対して何かメッセージを出すんだけど、もう一方で、アカデミア側とか、例えばアカデミア側がこれに対しては、いや、それは言い過ぎじゃないかとか、あるいはここの中で大事だったことはこうだということについて、アカデミア側が発信するというかたちも考えられるのではないでしょう。一つの何かになってしまうとそれはパターナリズムに陥るんですよ、これは。これだけが正しいと、ある種の神格化されて、変な宗教になってくるんで、非常に危険なんですけれども、何か、そこを複眼化させていくという努力はもうちょっとしてもいいのかなと、その担い手としてあるんじゃないかなと思いました。

○市村原子力規制部長 関村先生、どうぞ。

○関村副学長 ありがとうございます。

今の論点、非常に重要な点だというふうに、私は思ってるんですが、先ほど公開の議論であるということが始まって、今のような論点が提示されているわけですが、公開の場でのやり取りの中で出てくるような具体事例を取り上げて、ボトムアップ的というのか、1個、個々のデータを使いながらどうですかと聞いていくというやり方、これはあり得る話だと思います。

しかし、規制庁、規制委員会というのは、専門家の集団ですので、専門家がどのように考えるのか、考えるべきなのか、あるいは専門家として、あり得るべき姿はどのように考えていますかというメッセージは、必ず出していただくという方向を私は希望したいというふうに思い

ます。

さらに、その上で、もっと優れた専門家が、学术界等も含めているのであれば、それは、今亀井先生がおっしゃったようなところが非常に有効に生かされるというふうになると思います。

この規制庁は非常に多くの方々、専門家を集めた集団になっていらっしゃる。それから規制委員会の仕組みも専門家というところを重視した議論が人選がなされているということを見ると、やっぱりボトムアップ的なところの公開というところだけではなくて、どのように考えるかというところを、これはモデルの発想というふうにAIのほうでは言っているんですが、そこに加えてさらにエキスパートがどのように発想をしていくのかというところが、公開の中でしっかりと見えてくるというのが必要だと思います。

結果として、事業者側もエキスパートであるとするれば、自分たちはこういう違ったところをやろうとしていますという面も引き出していくことが極めて重要なポイントになると考えているところでございます。

以上でございます。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

私自身は恐らく、先ほど委員長からも言われたCEOとかCNO、あるいは審査会合を、もう物すごい、多分千回ぐらいの回数をやっていて、物すごいエキスパート同士のやり取りをしているので、さらに、それを全て公開でやっていますので、それを公開でここまでやっているのだから、皆さんは見て分かっているのでしょうかという前提で多分しゃべっているところが、そこがちょっと、もしかしたら違うのかもしれませんが、いずれにしてもちょっと工夫がありそうな分野だというふうには思っています。すみません。

勝田先生。

○勝田教授 いろんな議論がされていて、すごい勉強になっています。チャタムハウスルールについては、もちろん問題点はあるのですが、でも事業者が事業者の中でチャタムハウスルールを使ってもらえるのは全然問題のない話ですし、もっといえば、事業者がそういうことを、自分たちでそういう方法を見つけてやりましたというのを、本当は待つべきだと思うし、そういうのがないので、ちょっとどうかなというふうに思っているところはあります。

情報公開の、ユーチューブなどを使ってという話は、本当に画期的な取組で、ほかの政府機関もぜひやってほしいとは思っているのですが、やはり大変なことをされているなどというのを思う一方で、結局幾ら資料を公開したり、リアルタイムで動画を配信したとしても、一番欲しいのは、リアルに情報が欲しいというわけではなくて、その意思決定過程とか、議論のプロセスとか、価値観とか、そういう透明性が本当は欲しいのであって、せっかく動画で出しているも、説明もないまま、こうしましたと言われても、それは全然、情報公開になっていないので、やはりそういうところは気をつけてほしいし、そういうのを引き出してほしいというふうに、

すみませんそれはまたさらなる要望なんですけど、コメントです。

○市村原子力規制部長 山本先生、どうぞ。

○山本教授 名古屋大学の山本です。

更田委員長の問いに端を発して、非常にいい議論になっていると思いますけれども、一つ、具体的な提案として、今回のこの検討チームでは、これまで何回か、皆さんから感想とか気づき点を、実際、文書の形で共有していると、そういう取組を行っておりまして、私はこの取組は非常にいいというふうに思っております。

その理由なんですけれども、やはり限られた時間の中では、自分の思いとか、背後にあるロジックをなかなか伝えられないんですけど、こういう形で文書にすることによって、ああ、あの人はこういうことを考えていたのかという背後情報が伝わるというのがあって、こういう取組を規制側から広げていくというのは、一つやり方としてはあるのかなというふうには思います。

先ほど、規制側が必ずしも正しいことを言っているとは限らないみたいな話もあったんですけども、正式な規制側からの通達文書というよりは、参考情報としてそういうのがあったら非常にいいかなというふうに思います。

ちょっと最近の例でいうと、別の例で申しますと、新検査制度でPI&Rの取組がなされていて、その検査報告書を読みますと、従来みたいに単なる指摘事項の事実関係の記述というよりも、検査官の方が分析とか、思いなんかがある程度書かれていて、そういうのが非常に事業者の参考になるというふうに、私は見ておりまして、それと同様の取組を進めていくというのが一つアプローチとしてあるかなというふうに思います。

私からは以上です。

○市村原子力規制部長 山本先生、ありがとうございます。

この会議の進め方も含めて、個人名で文書をみな出しているというのは、割と新しいやり方だと我々は思っていて、それが評価されるのはすごくいいのですが、多分、実務として、規制の実務のときに、それぞれの審査官一人一人何か思っていることをという、今度、それがちょっと審査官としては重過ぎて、ちょっと難しくなって、運用として困ってくる場面も出てくるんじゃないかという気はしますけれども、いずれにしろ工夫はあり得る分野だとは思いますが。

委員長、どうぞ。

○更田委員長 実はそうでもないかなと思っている部分もあって、というのは、原子力規制委員会が発足したときの発足メンバーも、もう私だけになってしまった、委員側では私だけになってしまったんですが、審査会合なるものをやるんだと。かつては原子力安全・保安院の場合は顧問会というものがあって、外の人たちを呼んできて、原子力安全委員会も原子炉安全専門

審査会、核燃料安全専門審査会と、これは審査をやっていましたけども、やっぱり外の方々を呼んで来てやっているんだと。そうじゃないんだと、責任を持っているところが自前でやるんだと。さらに公開でやるし、名を名乗れと、個人で発言をしてくださいと。

ところが、この審査会合を始めて最初のうちというのは、規制庁の職員に発言してもらおうのが、本当に大変だった。これ、恐らく霞が関文化には大きく反していたのかもしれないと、今まではアノニマスで、匿名で、何しろ、何々課のという、何というか、職名、ポスト名で発言はしてきたけども、自分の名前で発言してこなかったんじゃないかと。そして、なぜこんなに審査会合で、私ばかりしゃべっているような審査会合が最初続いていて、何で発言しないかという、間違っただけを言えないのでと。そうじゃないと、もう全然間違っても構わないと言っているうちに随分変わりましたよ、今、どんどん手が挙がるようになって、話すようになっていって。

これは、例えば役所には専門的知識はないとか、専門的能力はないというふうにしておきたい勢力というものが、かつていたんじゃないかと思っていて、権力と専門的能力は分かれているんだというふうには。ところが、実際の構造では、例えば会合でも役所のほうが報告書なり、何なり、文書を調べて、実は事務局がやっているんだけど、今度はその出来上がったものの責任は外から来た人たちに乗っけているみたいなやり方で、これが、もう最も改めたいと思ったところで、誰が決めたの、誰が発言したのと、それが全部分かるように、それも個人の名前でと。専門的知識なり、専門的能力は役所に存在するんだということを見せていかなきゃいけない。その点は、うまくいったと思っていて。

だから、ユーチューブで発言できるんだったら、紙にもできるかなというふうに思います。もちろん、審査会合全てをそういうものではないけれども、ただ、実際、品質保証にしても、様々な分野において、これは別に決してJNESと合流したからでは全くなくて、もともといた人たち、匿名で働いていた専門的知識のある人たちが自らの名前で発言するようになったので、もう一歩進めるとしては面白いというふうに思っています。

○市村原子力規制部長 委員長、ありがとうございます。

私も、委員長とは相当の回数、審査会合を一緒に出ていましたので、言っておられることはよく分かります。恐らく、その前提には、もちろん規制庁なり規制委員会が、専門知識を持って、責任を持って発言をしているというのが前提なのですが、ただ、間違っただけでもあるというのはあって、受け手の事業者が、間違っていることは、いや規制庁の人、間違っていますよというのを言ってくれる関係になっていけばいいのですけれども、間違っただけでも、おかしいと思いつつながら、なぜか受け入れてしまっている方がいたりすると、これはすごくいびつな関係になってくるので、そういうところは気をつけるべきなのだろうなというふうに思っています。

関村先生、お願いします。

○関村副学長 関村です。ありがとうございます。

今、私が言おうとしたことを、市村さんがかなりおっしゃいました。そこが、例えば審査を受けている事業者側の責任と、自らどのようにやっていくかという主体性という意味かなと思います。それが、IAEAの安全原則の一番最初にある第一義的な責任であるということ、どのように我々は考えて、そこをうまく発揮できるような場として、規制の場というのが役に立っていくのかとの議論は必要だと思います。

しかし、これはかなり大事な問題になってきていて、でも先ほど申し上げましたように、規制が今までこういうことをやってきたから、事業者はこういうふうリアクションをしているんだということも含めて、分析をきちんとやるべきだというふうに思います。

この文化が相当部分根づいているからこそ、間違っただけ、自分たちが意見をしっかり持っているところ、あるいはあるべき姿はこうなんだというふうに言っているところが、公開会合の中も含めて、うまく表に出てこないような構造を、結果として規制側もつくってしまっている可能性がある。これについては、反省というわけではなくて、ちゃんと分析を加えて、継続的に改善をしていくという観点から課題を抽出するということは、謙虚にやっていくべきであろうと思います。

事業者側に対するコメントであると同時に、規制側も今そういう場として機能しようとしているということは、非常に優れた会合が今進んでいるんだろうというふうに思っているからこそコメントさせていただきました。よろしくお願いします。

○市村原子力規制部長 亀井先生、お願いします。

○亀井主席研究員 今の問題の関連、まさに12ページで、私、書かせていただいたところなんですけれども、この規制委員会という組織が、これはまさに長官が当時つくられた、設計された一人だというふうに承知していますけれども、多くの政府機関と異なって、原子力規制委員会が内閣からの独立性が高い三条委員会であるということ。それから、大変、失礼ながら、国家公安委員会とは違って、専門知の集団であるということ。ここが、多分今お話にあったのはデメリットを意識するという話なんです、一方でメリットがあるはずで、このメリットとデメリットがどんなものがあるのかというのは、もしかすると、その設立10年というところを踏まえて、少し整理をしてみてもいいのかもしれないなというふうに思います。

これ、当初設計したときには、こういうメリットがあるはずだという、ある種の仮説に基づいてつくられたし、むしろ仮説よりも反省のほうが強かったのかもしれませんが、それがその日々の運用の中でどういうふうに変ってきたのかという、その時系列変化も踏まえて、これはちょっと逆に規制委員会からぜひここはある種の振り返りをいただきたいと思うんですけれども。

これ、結構、現行の政府の中で特殊な組織なんです、三条委員会であるということ。それ

から、かつ専門知によるガバナンスが効いているということ。ここは、ある種、私がよく言うレジティマシーとライトネスのライトネスの集団であるわけですから、それがいいのか悪いのか、だからさっきの間違いを認める、認めないというところもライトネスですから、常に、間違いは洗い替えされるはずのものであってという前提が、私たちにはあるはずなんだけれども、それがレジティマシーの集団になった瞬間に間違いを認めにくいという、今、一般に政府全体で言われている、あるいは政治全体に言われている問題が出てきてしまうので、そういうところとも比較しても構わないと思うし、それが事業会社にどういう影響を与えているのかというところも含めて、改めてここは、何か、ぜひレビューをいただいてもいいんじゃないかなとは思ったところであります。

それが、これは、何で今この話をしているかということ、信頼の確保というところの、その信頼というのを、誰に対する、どんな信頼にするのかという定義は、また一方であるんですけども、信頼の確保に直結する話になるのかなというように思いますので、ちょっとある種、論点は少し今シフトさせながらお話をしているんですが、そこにもつながってくるお話なのかなというふうに認識しております。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

冒頭、長官からも御発言をいただいた、規制当局、規制委員会の在り方みたいなものに直結するところだと思います。どういう振り返りができるかというのは、今、直ちに案があるわけではないですけども、重要な指摘をいただいたと思います。

伴委員、お願いします。

○伴委員 事業者と規制側との関係ということに関して、コミュニケーションの問題から今こういう話になってますけれども、やっぱり公開では難しいものがあるんだろうなとは思っています。というのは、これはスイスの方から聞いた話なんですけれども、相手は、すなわち事業者は自らを映し出す鏡であると、だからその鏡でもって自らを振り返る必要があると。そのために、彼らは規制機関自身の安全文化といいますか、組織文化を振り返るために、その目的のために事業者と定期的に会合を持っていると。それは全てクローズドであると、そこに話されたことも一切公開されない、それを公開してしまったら、その目的は果たされないと言うのです。この種のものが、今、我々にはできないという現実があると、私は思っています。

○市村原子力規制部長 委員長、お願いします。

○更田委員長 関村先生、亀井先生にレスポンスしようと思ったんですけど、まず先に伴委員にレスポンスしようとする。スイスの人から言われたというのとすると、構造の違い、背景の違いが極めて大きくて、スイスの規制当局が置かれている立場と、それからスイスの規制当局ってスイス人だけじゃないんです。何人でも、あそこの国は行政官が何人でも構わないので、フランス人だったり、ドイツ人だったりするという、そういった規制組織の成り立ちも違うし、

それから規制組織が国にどう受け止められているかという背景が非常に強く大きな違いがあるだろうと思います。ただ、分かります。そういったものはあればというのはあるのかもしれないけど、それは多分できない、置かれている状況が全く違うので。

関村先生のおっしゃられたのでちょっと足しますと、非常に具体的な卑近な例ではあるんだけど、審査、これだけが理由ではありませんけど、審査が長引く事業者って物を言わない事業者なんです。黙って聞いて帰って、次に来て御説明しますという事業者のときは、本当に時間がかかる。いやいや、委員長なり、委員長って出てないから委員でも、うちの職員でも、それ違いますよと言う事業者のところは、前へ進むんです。ところが審査に時間がかかる事業者って、本当に何も言わない。だから、そこをやっぱり私たちも変えようと努力しているので、事業者のほうも変わろうと努力してもらわなきゃならない。

私も元申請者側だったことがありますから、規制に物を言っても時間がかかるだけ無駄だという旧文化もよく分かっているんですけども。ですから、それを今こちらは変えようとしているので、事業者のほうも変わってもらわなきゃならない。

もう一つ、委員会の、亀井先生から言及のありました委員会ですが、三条委員会でもありますし、それからもともと国会で御議論をいただいたときには、米国の原子力規制委員会が強く意識をされていたように承知をしていますけども。では翻って、現在の米国の原子力規制委員会の構成がどうかと言いますと、例外を除いて、ほとんど全て議会スタッフの出身です。特定の政治家のスタッフをされていた人が、ほとんど全員と言っていい。あとは、かつては過半数を、かつてではない今でもそうです、技術的専門家は1人という状態で、あとはロイヤーです、政治家出身の方もおられます。ですからモデルとして構造、構造は同じようにつくったけれども、構成者は全く違うんで。この辺りは意識しておかなければいけないところであると思います。原子力規制委員会も発足のときに外交官出身の大島委員がおられた、それ以外はずっと理系・工学系の専門の者で占めているのが実態であります。

○市村原子力規制部長 板垣先生、お願いします。

○板垣准教授 すみません、私、あまり専門的なことに詳しくないもので、さっきから全て公開にするとおっしゃることもあるということで、スイスの事例などでも非公開の場でやり取りをしたり、交渉をするといった事例について、多くの先生から紹介されているのですけれども、やっぱり具体的な中身がよく分からないもので、何か言える範囲で、非公開の場でのやり取りというのがどういうものであるのかについて、教えていただけないでしょうか。

○荻野長官 荻野です。

おたずねは、公開できないということはあるとして、それは例えばどういうものであるか。

○板垣准教授 そういうことです。

○荻野長官 非公開でやりたいと事業者が思っているのは、例えばどういうことか、というよ

うなことですか。

○板垣准教授　そういうことです。

○更田委員長　うちは露出狂気味に、もう何でもかんでも表でやっていますので、うちのほうにはないんです。内々に伝えなければならぬことというのは、ないという原則で行動しているので。ですから、これはちょっと改めて事業者に聞いてみないと。そうすると事業者からは、恐らく非公開のコミュニケーションなど望んでおりませんという回答が返ってくるのだと思います。

○板垣准教授　先ほど更田委員長は、昔、申請をする側にも立っていたとおっしゃっていましたけれども、そのお立場からも特に思いつかないですか。

○更田委員長　そのときは規制当局とコミュニケーションしたいと思ってませんでしたね、しても無駄って思っていました。

○板垣准教授　それはどうして。

○更田委員長　諦めですね。要するに、新しいことを持ち込むと、説明に余計に時間がかかる。それから、審査のかなりの部分が前との違いを聞かれる、ですから違わないものを持っていけば通る。

それから、私たちが安全上重要だと考えているところはあまり論点にならなくて、極めて枝葉末節なところが長時間かかったりするので、本当にあの頃の、これは私が商業施設ではないですけども、試験用研究炉の審査の経験ですが、もうひたすら、何でもいいから早く終われと思ってました。ですから、余計なコミュニケーションを取ろうと、そもそも思ってなかったです。

○板垣准教授　ありがとうございます。

○市村原子力規制部長　関村先生、お願いします。

○関村副学長　ありがとうございます。

更田委員長とは、昔、旧原子力安全委員会の炉安審で御一緒させていただいて、更田委員と私だけが本質を議論しようと思っても、空回りだったというところも十分経験しておりますので、それはそのとおりだと思います。

しかし、今、我々、審査、あるいは検査をしている対象というのは、その頃審査に合格をして、新しい規制基準で適合性審査をさらにやっているという施設です。繰り返しですが、そこまで遡って分析をちゃんと加えておくということは、私は必要だと思います。事業者のベースがどのように形づくられてきちゃったのか、これについてやっぱり検討していく必要があるかなというふうに思います。

それから、もう一点、公開性に関連する話なんですけど、事業者はピアレビューを受けることが幾つかあるだろうと思います。国内の機関でもあり、国際的なピアレビューを受ける。この

ピアレビューでどういう指摘を受けましたかということは、事業者としてはオープンにしている部分我非常に大きいわけです。オープンにしないからこそ、自分たちの活動にして、ここをよくしていくというところを自分のものにしていく。ピアレビュープロセス全体を含めて事業者に対してどのようなアドバイス、あるいはここをよくしてほしい、ここは間違っていますよ、あるいは国際的な規範とはどれだけ違いますよということを規制側としてヒントを提示していく、これが継続的安全性向上という観点からは極めて重要だというふうに思います。

そういう観点では、事業者が安全性向上をするための全体像というものが、規制と事業者の関係の中だけで全てが終わっているというわけではないことを、どの程度意識をちゃんとしてやっていけるかという課題を、先ほどお話しした時間軸のことも含めて議論ができればいいかなと思います。

私からは以上です。

○更田委員長 ちょっと具体的な確認をさせていただいてよろしいですか。今、関村先生がおっしゃったのは、例えば事業者のWANOのレビューであるとか、JANSIの、これは国内ですけど、レビューを受けていますけど、そういったものを指しておられますか。

○関村副学長 例えばそうです。WANOのピアレビューを受けるに当たって、WANOがどういうふうに考えてらっしゃるかという文章は、実は学术界にいてもアクセスはできません。見せてくれと言ったって、それは無理ですというのははっきり言われるものです。だからこそ、意味があるものになってくるということです。

○更田委員長 一つの例を申し上げますけれども、米国の場合は、米国の事業者がINPOという組織をつくって、このINPOが各事業者のレビューを行っています。このレビューもピアレビューを行っています、このピアレビューも非公開です。ただし、米国NRCとINPOとの間は覚書を取り交わしていて、NRCの検査官は、このINPOのピアレビューを、コピーは取れないんですけどもアクセスできる、読んでいい。

です。日本でJANSIができたときに、JANSIのピアレビューの結果に我々がアクセスできるかどうか、その覚書の締結を持ちかけているんですけど、ずっと拒否をされておりました。というのは、うちの検査官も、ですからJANSIのピアレビュー結果にはアクセスできない。

というのは、JANSIはまだ発足して間もない組織であるので、WANOと一緒に行動をしている。WANOというのは、どちらかというと国際的なINPOに相当する組織で、WANOのレビューというのは原則非公開ということになっているので、JANSIのレビュー結果も公開できないという、WANOを引き合いに出した拒絶をずっと受けているんですけども。それは相手のあることですので、拒否されている以上はということで、うちの検査官すらアクセスできませんので、一般やアカデミアはアクセスできないのは。ただ、それが関村先生がおっしゃるように、事業者にとって損なのか得なのか、決して得してないよというメッセージなんだろうと思いますけれども、

信頼を勝ち得る上でどうかということだろうというふうには思います。ありがとうございます。

○市村原子力規制部長 亀井先生、どうぞ。

○亀井主席研究員 今まさに申し上げたところが、さっきのデメリットとして僕が仮説として思っているところです。ですから、さっきまさにパターンリズム避けなきゃいけないというところはすごく大事なところで、そのためにも複眼をどうやって入れていくかだし、その複眼の存在を原子力規制委員会が、ある種の知見として取り入れることができるかというのは、私はこれは不可欠なんだと思います。それはいろいろとそれぞれ御事情はあるんだと思いますけれども、そういう論理からきちんと説得をしていかれるということは重要なことというふうに思いました。

先ほどスイスの話があったんですが、スイスで思い出すのは、スイスと日本って一番何が違うかという、ハイコンテキストとローコンテキストというやつでありまして。コンテキストってつまり文脈で、きちんと話し切るスイス人と、何かあうんの呼吸で分かるよねという。だから、結構あうんの呼吸で分かるよねという人たちに公開を強いるというのは、これは実は結構かなり無理なことをやっているんだけど、そこがどういう効果をもたらしているのかというところも、よく認識してもいいのかなというふうに思いました。

語り尽くすとか、説明し尽くすというのは、さっき山本先生からもお話があったとおり、今回のこのペーパーが、時間が限られている中で委員のそれぞれの意図がとてもよく分かったというのは、ある種、だからこれ要は、僕たちにすごくローコンテキストの、その表現を求めているわけですよね、とにかくあなたが言ったことの背景も含めてちゃんと書きなさいと言われていたわけですよね、それは時間制限ないからというふうに言われていて。そういう努力をどういうふうにするかというのが、さっきの、いや、これは公開しているんだから見ているよねでとどまらせないという話にもつながっていくのかもしれないなというふうに思いました。

○市村原子力規制部長 長官どうぞ。

○荻野長官 ちょっと話が前に戻るんですけども、先ほど板垣先生から、そんな、公開で話ができないことって何なんだよというおたずねがありました。それは事業者に聞かなきゃ分からない、それはオフィシャルに言えばそういうことなんですけれども。私は前職が次長とあって、割と渉外業務というか、外でいろんな人に説明したりする仕事をしていて、そうなりますと事業者ではないが、いろんな意味でパブリックに発言をする立場の方々が、事業者を恐らくは代弁するようなことをおっしゃることがあります。そういう経路でしか来ない。

それは例えば、これまでいろんな週刊誌なんかにも出ているような話ですけども、規制委員会がつくった新規制基準でいろいろ、例えば竜巻対策を加えろとか、いろんな対策を加えているけれども、個々にいろんな細かい対策をしているけれども、それは総体として合理的規制

になっているのか。こういう話はいろんな意見があり得るところなんです。ところが、それはいろんな迂回したルートからは押し寄せてくるわけですが、さっき委員長が話したように、規制委員会に対し正面切ってそういう話をしない。多分そういうことを思っているんだろうなどは想像されるんですけども、それがぐるっと回ってくる。多分、西洋人ならばはっきり言うんだろうみたいな感じがあるんですけども、日本の文脈ではなかなかそれを言わない。それは彼らなりに、結局、規制機関に何を言っても時間の無駄だみたいな意味でのことなのかもしれませんし、そのメカニズムは分かりませんが、少なくともそういういろんな意味で、はっきり言えばいいはずのことを言わない、という現状があるんだろうと思います。

それは、すごい秘密だからとか、すごい個別の利害関係があるからということだけではなくて、何となくいろんな意味で、仮定の議論、あるいは規制委員会に再考を求めるような議論というのをしたがる。別な人の口を通じて言わせるみたいなのが、現状としてはあるということです。なかなか規制機関として、その構造を変えるのは難しいんですけども。ただ、関村先生がおっしゃるように、規制機関の態度が何かそういうものをしみつかせてしまっているという要素があるのであれば、そこは変えたほうがいいのかも知れない、変え得るところがあるのかも知れないと思います。

それで、関村先生、亀井先生から、その検証をすべきだというお話があって、それはそうだなと思うんです。ただ、こういうのは、なかなかきっちりエビデンスを取って、修士論文を書くようなつもりで立証するのは難しく。例えば、先ほど委員長が、物を言う事業者の方が審査は早く済んだということをお話しして、多分それは実感としてそうで、多分正しいんですけど、じゃあそれをエビデンスをもって示せと言われると、なかなかそれは何月何日のこれと何月何日のこれで比べてこうとか、統計的に見て差があつてみたいなのは多分できないんです。そういう意味で、ややエピソード的な御説明にはなつてしましますが、ちょっとそこは、経緯をお示しするとか、何らかの形でそこは考えたいと思います。

例えばそれ以外にも、アメリカのNRCが取り組んできたことと同時期の日本の規制機関の対応がこんなふうに違っていると、そういうことはファクトとしてお示しできるかも知れないので、その資料の作り方は、ちょっとやや工夫はさせていただきたいと思います。ちょっと研究はしてみたいと思います。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

今の幾つか論点がありましたけれども、最後の国際的なところは少し試作を始めたりはしているんですけども、日本の動きと例えば米国のを並べて、その時系列で見ると、日本がどういう状況に置かれていて、なぜうまくいかなかったのかとかというのが少し見えてくるようなところがありますので、少しそんなものは工夫をしてみたいと思います。

委員長。

○更田委員長 市村さんが国内の流れをまとめてくれた資料に、私が米国の動きを書き込んでいったら、ちょっと面白い資料で、いかに両国が全く同じ時期に全然違うことをやっていたかというのが非常によく分かるので。ただ、ちょっと今ネット遮断されてしまって、なかなか調べがつかないんで、ためらってはいるんですけど、いずれお示しできると思います。

○市村原子力規制部長 亀井先生。

○亀井主席研究員 一つ、大変、勝田先生の資料が、私、興味深かったもので、それこそ御意図も含めて、少し御説明を伺えるとありがたいなと思ったんですが。何かいきなりパスしちゃって申し訳ないんですが、いかがでしょうか。

○市村原子力規制部長 御指名がございましたけれども、勝田先生、お願いします。

○勝田教授 勝田です。

すみません、何か一人だけ、ちょっとずれた資料を出したような気がしているのですが。いろんなことをこれまでずっと考えてきていて、なかなか言えないところがあって。ただ、やっぱりこの検討チームだと、特に亀井先生がそうなのですが、ちょっと今までの常識を超えたような議論が結構できているところがあるので、もうこのぐらい言ってもいいのかなというのが、実は背景にあります。

いろんな、確かに直接的な要因ではないのですが、やはりその遠因とか、本当に根本的なことを考えると、日本のエネルギーとか原子力政策の非科学的なこととか、非合理性、そういうところが何らかの、それこそ空気を読ませるような、言葉になってない変な圧力になっているんじゃないかという気はしています。そういう意味では、例えばJCO事故も直接的にああいうことがあったのですが、背景には、やっぱりサイクルの問題があって、早く何かをしないといけないとか、そういうのもあったような気がしています。

そういうので今回書いたのですが、エネルギーあるいは原子力政策がもし何らかの変な関係、あるいは安全性に影響を与えているようなことがあれば、もうちょっと対象にしてもいいのかなというところが、今回のもともとの経緯です。

例えば事例1です、本当に傍証でしかないので恐縮なのですが、これは過去の長期エネルギー需給見通し、それが青とか赤とかで書かれています。一番下の太いところは実績なのですが、結局やはり政府の見通しというのは過剰になっていて、ただそれだけの事実の、傾向としてはこれだけの話なのですが、この科学的ではない目標の下に現場では変な疲弊が起きたり、この目的に合わさないといけないとなったり、あるいは今度は、地元に変な期待をかけさせたりとか、いろんな状況を及ぼすんじゃないかなという一つのサンプルとしてこれを出したということです。これをどう見るかというのは、本当は大事だと思います。

ちょっと前後するのですが、背景として、僕は、福島第一の原発の事故について、経済産業省がやってきたことは単なるトカゲの尻尾切りというんでしょうか、保安院が問題だと切り離

して、それで何か終えたような、そういう印象を持っています。例えば原子力委員会もいろいろ議論はされました。ただ経済産業省そのものの彼らの政策の問題というのは、あまりちゃんと議論されてないような印象があって、それで出したところがあります。

事例2のほうですが、まさしくこれまで行われていた、事故前のいろんな議論の話です。これは読み方がなかなか難しいのですが、上も下の表もそうなのですが、結局はどういう議論が行われたかということなんです。端的に言うと、結局は賛成意見、あるいは自分の立場表明の議論の場にしかなくて。結局、例えば「原子力と産業」であれば、その業界の人が自分の発言をしているだけで終わっていて。なので審議会という一般的なイメージとしては、専門家の人が集まって大局的な政策の議論をしているように見えるのですが、実態としては、本当に自分の立場を背負ったものを言うだけの場になっている。しかも一番下のところに「原子力と反対意見」というキーワードをつくったのですが、それについての意見は全然なくて、この寂しいところにちょこんと一つあるだけです。

このときの分析だと、地震という言葉は実はあったのです。だけどそのときの分脈は、地震に強い原発をもっと輸出していこうというぐらいの話だったのです。そういうのを考えると、やはり何かちょっとどうなのかなと。政策は大事なのですが、こういうもどでつくられているのはどうなのかなというのがあります。

下の表は、もうちょっとひどい話なのですが、いわゆる機械学習をさせています。例えば評論家とかいろんな自治体の人とかあるのですが、AIで学習させて、どういう発言をするかといったら、機械学習がほとんどモデルとしている人と同じような発言をしたということです。すなわち当たり前前のことを自分の立場で言っていて、それはもうAIにも予測されるぐらいのレベルだったということです。

だからそういう意味では、もっと議論は、言ってみれば、そういう意見表明の場は別なAIに言わせておいて、もっとちゃんとした議論を別なところでしたほうがいいんじゃないかなというのを、ちょっと思ったというのがあります。

事例3なのですが、これは結局、もう核燃料サイクルの再処理工場の話に特化した話なのですが。今までは本当に100%操業40年運転で需給バランスを取りますという話が、突然、原子力委員会によって、しかもある意味僕から見たら外圧によって、こういう上限を決めますという話になりました。じゃあその上限に合わせて、言ってみれば需要があまりないのに供給が増えることになるので、今まであまり議論されていなかった六ヶ所の再処理工場の稼働率を変えるという話になるのですが、そういう数字は全然出してくれないので、僕は仮に出したというのがこれです。

赤だと再稼働が進まない場合で、需要が少ない場合なのですが、結局、再稼働が進んだとしても稼働率が50%も行かないような話になります。これは今まであまり議論されていなかった

し、結局、需要のないまま動かすということは、ちょっと僕の中では、もんじゅを思い出すことがあって。やはり新しい技術に対して需要がないというのは現場のモラルも低下するかもしれないし、これがどういう影響を及ぼすかというのは、ちょっと議論があるのかなというふうに思っていることです。

最後の事例4ですが、これは原子力産業の動向調査のグラフなのですが、いわゆる産業界で事業者も含むのですが、彼らが一体、今の産業を維持するために何が重要と考えているのかという図です。トップ3が、これは複数回答なのですが、結局は政府による一貫した原子力政策の推進を一番希望していると。なので僕は、先ほどの話だといわゆる政府の政策が圧力と言ったのですが、でもこれを見ると、いわゆる産業界もそれを望んでいるという、そういう依存した関係にお互いあるということなので、果たしてそれはどういう問題を引き起こすのかな、という問題提起です。

最後のほうは安全目標の設定です。これはやはり一つのメッセージとして福島第一の事故から10年目を迎えるわけなので、ちょっと議論を喚起する、あるいはもっといろんな人からのサポートを得るという意味でも、一つのいいタイミングなのかなというのがあります。

あと、その他です。やはり自治体の話の議論が当初あったわけなのですが、それを考えると、今の日本の仕組みですと、原子力防災計画は国という話になっているので、恐らく地元の人は、そこからここは規制委員会、そこから先は国、というのをどう見るのかは結構議論になっているので、多分ここまで考えることになるのかなという気はしています。

あとは、ちょっとおまけではないのですが、やはりアメリカとか英国を見ていると、会計監査院が強いところがあって。CBMも含め別にお金にこだわっているわけではないのですが、結局、何を考えているのかという一つの指標としては、やはりお金が大事ですので、その価値観も含めてです。日本の会計監査院がどれだけいろんな作業をしているか僕はまだ十分理解をしていないのですが、一つの仲間といいますか、委託か分かりませんが、考え方としてはあるのかなという。

すみません、簡単ですが以上です。

○市村原子力規制部長 どうぞ。

○黒川政策立案参事官 さっきの勝田先生の8ページのテキストマイニング、非常に興味深いなと思っていて。関村先生から、過去の事業者と規制委員会の関係を検証すべきだみたいな話があって、長官から、なかなかエピソードベースでしか難しいという御発言もあって。私もそう思うんですけど、こういう形で、例えば審査会合、膨大な議事録データありますから、それをテキストマイニングして、A電力、B電力、C電力、こういう違いがあるねとか、10年間積み重ねがあるから、10年間こういう変化をしているのかみたいなのができたら面白いなと思って。ただ、素人でもすぐできるような代物なのか、ちょっとそれは使いこなすの無理みたいな、そ

ういう話を聞きたかったんですけど。

○勝田教授 もう議事録はテキストになっているので、そういう意味では、分析自体は全然可能です。一番シンプルなやつは、どういう単語が多いとか少ないとか、そこら辺まではすぐできるんですけど、その後、分脈の中にどういう単語が出ているかという、その単語の使い方を見たりとか、そこら辺がちょっと練習がいりますけど、そんなに難しい話じゃないと思います。

あと、実はこの事例2のグラフですけど、普通グラフといたら縦軸と横軸の座標があるのですが、実はこの場合、座標はあるようでないので、自分でこれを見て、この近いとか離れているとか何が何を意味するか読み取らないといけないところがあって。だけどそれはちゃんと専門の人に話を聞けばそんなに問題ない話だとは思いますが。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

なかなか面白い深い論点でありましたけれども。

○更田委員長 我が国で会計検査院との関係ですけど、これは別に連携というのはなかなか難しい、それぞれ独立をしていますので。ただ、会計検査院、原子力に関わるものでも大変優れた報告書を出しておられます。例えば、もんじゅ等についても非常に詳細な報告書を出して。なかなかこれが、あまり注目を集めないのが不思議なぐらいで、会計検査院、原子力にも随分きちんと取り組んでいますし、もんじゅに関しては、会計検査院の報告書が一番決定版じゃないかというふうに私は思いますけれども。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

亀井先生、どうぞ。

○亀井主席研究員 1点だけ、今の点を申し上げると、これ日本のこれは統治機構の設計の問題があって、よく言われているのが、レジティマシーとライトネスのその推進力と制動力というのがあって。一般的に、内閣はレジティマシーの推進力になり、官僚機構がライトネスの推進力になるんですが、これにじゃあブレーキをかけるのがどこかと言うと、片やレジティマシーが国会、特に野党であり、それからもう一つのライトネスの方が、独立機関とか、あと裁判所、司法機関になるんですけども。やっぱりこの国の三権分立の議論とよく言われているところは、司法機関の任命権も含めて内閣に依存しているので、そこが弱いというふうに言われていますし。あと言えば、独立機関もやっぱりそこに内閣に依存しているところがあるので、どうしても弱くなってしまうということが一つと。

もう一つは、これは例えばアメリカのCBO（議会予算局）って、これは議会に附属している機関なんですけれども、こういうところをメディアが取り上げる習慣というのを、やっぱりちゃんとしてきたというところが結構あって。例えばアメリカのメディアを見ると、必ず例えば大統領のほうで何か出しましたというときに、CBOが対立した意見を出すと、必ずCBOの意見を引くんです。それなりの優れたメディアであれ、それぐらいの優れたメディアがたくさん

あるんですけども、そこが何か別の意見を引いてくるというところの習慣が、これは一つのいわゆる第四の権力とか言われているところのメディアの役割なんだと思うんですけども。

この習慣が、やっぱり日本の場合は弱い。それは、一つはそもそもリソースがほぼ霞が関に集中してきたからというところがあって、これは私たちシンクタンクの問題でもあるんですけども、そういうようなせつかく会計検査院からそういうものが出ただけですけども、何か幾らの指摘とか、そこで記事が止まってしまうというところはあって。ここら辺のある種、今日メディアの方がどのぐらいいらっしゃるか分かりませんが、そういう、何ていうか情報の流通というところは、何かもうちょっと、多分これは日本社会全体の問題として考えなきゃいけないのかなと思います。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

この勝田先生の資料、私も見させていただいて、この1.のところは、大きくエネルギー・原子力政策の検証の必要性となっていて、恐らく原子力利用そのものの正当化の話は政策当局なりの話であろうから、ここではないのだろうけれども。ただ、事業者がそういう環境の下で実施をしているということは、知っておく必要があるのだろうと思っています。

加えて、先ほど板垣先生から、事業者が公開の場で言えないことみたいな話があって。もちろん政策当局の関係ではないのかもしれませんが、事業者が置かれている、様々なステークホルダーに囲まれて、我々は規制と被規制者の関係でしゃべっていますが、被規制者は我々だけを向いているだけでは、もしかしたらなくて、いろんな人の環境に囲まれた中でお話をされていて、その中で今は言えないのですよね、ということが、もしかしたらありはしないかというのはあって。

この前、事業者から御意見を伺ったときに、会社によって、規制当局とのやり取りはこれできていると思っていますという会社と、ちょっとまだ不満がありますという会社といろいろあって、恐らく置かれているいろんな環境が違って、印象も違う、感じ方も違うのだろうと思っています。その辺りは分析することは非常に難しいと思うのですが、そういう状況に置かれているということは、我々は認識をしておく必要があるのだろうなというふうには思っています。

亀井先生。

○亀井主席研究員 一つ、さっきアメリカとの比較で、ちょっとごめんなさい、論点戻るんですけども、一つ思い出さなきゃいけないのは、専門知と市民知との関係だと思います。つまり、議会スタッフも元政治家も市民知の代表であるという話です。ここは私たちはきちんと受け止めなきゃいけないで、つまり、これは信頼の対象というのは、あくまで国民であり市民なわけですよね。信頼、ここはだから、私はすみません、この分野については全く専門性は多分低いんだと思います、別の専門性からここに引っ張り出されたんだというふうに理解していま

すけれども。それでも原子力規制委員会が大変、専門知の集団であるということは、すごく大事なところなんですけれども、もしかするとアメリカが別のところにいった文脈の中で、私はすみません、その歴史は重々承知してないんですけど、その市民知をどう重んじるか、それは実は信頼と直結するのは市民知なんです。

これ専門知と市民知で様々な文献があって、これはいろんな研究があるんですけども、専門知が幾ら高まったとしても、市民知は高まらない、結果として市民からの信頼を得られないというような問題があるので、そこら辺の分断が起きているというところの要素を私たちはどう受け止めるかということは、一つの経緯を見る中で、アメリカはむしろその市民知を重んじた可能性があって、そこは、もしかしたら、それは正しいかどうか分からないです、分からないですけれども、一つの選択としてそういう人材を登用しているというのは、独立機関なんだけども、そういうふうに登用しているというところは、そういう要素もあり得るところがあって、そこは忘れちゃいけない論点かなという、切り口かなというふうに思いました。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

委員長。

○更田委員長 補足ですけども、米国の原子力規制委員会の場合、委員長は常に大統領の所属する政党、政権党の者が。向こうの公務員は、必ずDかRか宣言していますので。委員長は、ですから現在のトランプ政権で言えば、原子力規制委員会の委員長は共和党の方です。そして多数派を共和党が形成するという形になっていますので、共和党支持の委員が3人、民主党から、これは民主党系のうちの1人はトランプ政権が示した方ではありますけども、民主党系の方が2人という。常に、ですから政権党が多数派を形成すると。

それから、やっぱり共和党の原子力政策、民主党の原子力政策を色濃く反映したものになりがちで、大統領が共和党の場合には、どちらかというところと推進をするための強く意識した規制になりますし、それから民主党系の場合は、どちらかというところ、例えば厳しい方向へ。厳しいと言うとちょっと語弊があるのかもしれませんが。ですから、任命プロセスの違いというのは非常に大きくあるというふうには思っています。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

勝田先生の御意見をきっかけに、少し幅が広がったようになりましたけれども。ありがとうございます。

ほかに、どんな論点でも、御指摘などあればお願いします。

金子さん。

○金子長官官房審議官 規制庁の金子でございます。

ちょっと今日のお話を振り返ってみて、頭の中でどういうふうにフォーカスをしていったらいいのかなということ、ちょっと整理をしていて思ったことがありまして。一番最初に山本

先生から中間領域のお話があって、それは一つの考えなければいけない対象であるということについて、何ら異論があるわけではなくて、そうだなと。

それから、もう一つ、関村先生から、自然災害みたいなものが、そのリスクの評価というものに不確実性を与える中で、じゃあそれは一体どこの領域にあるんだろうかということも、分からないけれども考えなきゃいけないものとして、対象としてあると。

そのことは、実は、更田委員長が書いてくれた資料の2の18ページに、Known Unknown というのと、Unknown Unknownという言葉がありまして、さらにUnknown Unknownという、我々がもしかしたらまだ意識していないけれども潜在的に欠けているものというのがあると。

そうすると最初の中間領域みたいなやつは、どっちかと言うと我々にとってはKnown Undone みたいなやつで、分かっているんだけど、まだ手がついてませんと。Known Unknownは自然災害みたいな、知見がまだ十分に持たれていないので、どういうふうにハンドリングをしたらいいのかというのがまだまだできてこない、だけど取り組んでいかなきゃいけない。Unknown Unknownには、どういうふうにアプローチをしていったらいいのかという、やっぱり行動は必要とされると。

この三つは、若干多分事業者にとっても、我々にとってもアプローチの仕方が違う対象なのではないかなと。そのときに、我々がどういう行動をすると、例えば事業者の行動変容が起きるのかということについても、若干違うのかなと思ってまして。ここは少し区分というか、考えなきゃいけないのかなというのは、ちょっと今日の議論を聞いていた印象としてございます。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

山本先生、どうぞ。

○山本教授 名古屋大学の山本です。

私も、今の金子さんと同じように、少し収束方向の方向でコメントしたいと思います。市村さんが、そろそろ頭抱えているかなと思いますので。

○市村原子力規制部長 はい、ありがとうございます。

○山本教授 それで、今、中間領域の話が出てきておりまして、これ今後の重要な論点になるというふうに、私も理解しております。それで私のメモのところに、Trust but verifyなのか、それとも私の造語なんですけど、Mistrust therefore verifyです、15ページ目に書いてありまして。これはどっちの立場で制度設計するかというところは、かなり重要なポイントかなというふうに理解しております。

それで、ごく大ざっぱに私の現時点の理解を申し上げますと、高頻度低影響事象です、いわゆる検査制度で見るようなものに対しては、Trust but verifyのアプローチが恐らく有効で、これまでも議論になってきましたように、低頻度高影響事象のものに対しては、これUnknown

Unknownも含むんですけども、これはどっちかというMistrust therefore verifyのアプローチで、ちょっとグラデーションをつけながら制度設計していく必要があるかなというふうに考えておまして、ちょっとそこが今後の議論のポイントがあるかなというふうには思いました。

私からは以上です。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

関村先生、どうぞ。

○関村副学長 ありがとうございます。関村でございます。

市村さんがおっしゃったこと、それから今の山本先生がおっしゃったことは、そのとおりだというふうに思うんですが、継続的な安全性向上というのは、できることを優先してまずやってみて、その後、それに対してverifyを加えていくという行動の積み重ねという部分があるなと思います。中間領域のところをどのように選んで、これに対して改善を重ねていくか、これが正しいことは選ばなくちゃいけないんですが、正しい妥協であったのか、それとも悪い妥協であったのかということとどどのように考えていくか。間違った妥協であれば、これは全体の構造を見直さなくちゃいけない。正しい一步を踏み出した、そのために必要な妥協のアクション、Decision Makingをしたんだとすれば、これは評価すべきだ。この辺のところの構造を、ちゃんと入れ込まなくちゃいけないなというふうに思います。

それらが非常に多分野に関わっている話でございますので、機械設備の話、電気の設備の話、それから防災計画につながるような様々な自然現象に対応する話、それから炉心溶融等の可能性があることに対する備え、さらに防災計画、この辺のところをどのように区分けしていくかということも、考えていかななくちゃいけない。そういう構造がちゃんとRisk-Informed Decision Makingという形で分かりやすく説明できるということは必要な要素になるのかなと思いました。これは、やや専門的な話をしたことになりましたが、基本的な取りまとめについては、市村さん、それから山本先生がおっしゃったところは必要な要素だと考えてますので、補足をさせていただきました。

以上です。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

伴委員、お願いします。

○伴委員 収束する方向で、もしかすると、また発散させてしまうかもしれないんですが。この資料2に関して、私が提出したものの説明というか、言い訳をちょっとしておきたいんです。

私が提出したものは、極めて抽象論にとどまっています。というのは、やはり今日最初に荻野長官の発言の中にあつた、規制機関の役割って何なんだ、規制って何なんだという、そのところがちょっとまだ議論尽くされていないのではないかな。それをしないままに各論に入っていくてしまうと、木を見て森を見ずの議論にならないかなということ懸念しています。

私が非常に実は違和感を覚えているのは、規制、レギュレーションという言葉なんです。レギュレーションという言葉は、ある意味、その存在が、レギュレーターは全体を俯瞰して、完全にコントロールしているという意味合いがあるはずなんです。でも、恐らくこれからの時代の規制はそうではないはずなんです。私の資料にも書きましたけれども、やはりこれはリスクガバナンス、社会としてのリスクガバナンスとして捉えるべきで、そのためのシステムの中で、規制機関というのはワンプレーヤーでしかない、もしかするとシステムの一コンポーネントでしかない。そのときにどういうところにそれを置いて、どういう役割を果たすことが望まれているのかという、やはり大本のコンセンサスがあるべきなんだろうと思うんです。

それで現状を見まわしたときに、本来こうあるべきだけど、やはり今我々が置かれている状況では、これはできないよね、だからここに絞っていくべきだというような形を取らないと、最終的な結論が、例えば第三の道はあっていい、中間領域はあっていいはずなんだけれども、総合的にそうやって突き詰めていくと、今、我々はその形を取れないので、やっぱりガチガチの規制をするしかないよねという答えだってあり得るわけなんです。だから、そういうことが説得力を持って、別に、私それを主張しているわけじゃないんですけども、導けるためにも、やはりそもそも論の議論というのは、ないがしろにすべきではないのではないかというふうに思っています。

○市村原子力規制部長 伴委員、ありがとうございます。

亀井先生、どうぞ。

○亀井主席研究員 今の話、私も、とても大事なところだと思っていて。そこは多分、何か今の現状認識という形で、しっかり多分この報告をもし最後、書くのであれば、しっかり表すべきなんだと思います。

おっしゃったとおり、そもそもリスクガバナンスになっているのであるという話だし、規制が全て万能ではないということも含めて、私たちはどういう共通認識を持っているのかという、その現状と私たちの多分、共通認識なんだと思います。そこがきっちりあった上での、多分個別議論なんだと思うので。そこは何ていうか、これが後から振り返ったときに、あの時点はそうだったんだねということ、やっぱり読み解くことができるようなものにしておくということは、後世のちゃんとその評価に耐えるためにも、単にこうしましょう、ああしましょう、どうしましょうというんじゃなくて、私たちが、なぜ今こういう何かそもそも論に近い議論をしているのかということも含めて、きちんと書き落としておいたほうがいいし、そこを何か文章にしていく中で、多分具体の言葉が出てくるんだと思いますので。あるいは、私たちが限界だと思っているものが出てくると思いますし、その前提としての対象である事業会社がどうなのかというふうに、私たちの認識も多分、出てくると思うんで、ここはしっかり多分書き落とす時間というのを、そこを議論する時間というのはしっかり設けていただきたいなというふ

うに思いました。ありがとうございます。

○市村原子力規制部長 関村先生、どうぞ。

○関村副学長 ありがとうございます。関村でございます。

今の観点から、私が重要なインプットとして重視しているものは、IAEAによるIRRSの評価であり、そのフォローアップミッションでも、さらに御評価をいただいている点です。つまり、規制委員会・規制庁のマネジメントシステムに関するコメントが出されているということをも前提にして議論をするのがスターティングポイントになると感じております。

コメント、以上です。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

2時間やって、規制の在り方、最初のところに戻ってきたようなところがありますけれども。文書化することも含めて、少しまた議論を進めていきたいと思いますが。

委員長、どうぞ。

○更田委員長 こういった会合を進める事務局が、もう本能的にというか、とにかく発散しないようにということに極めて気を遣うし、まとめようとするのですが、一方、このお願いを差し上げる際にも、やっぱり発散ではないけれども、軽々にまとまらないところに、ここのよさがあるんだろうと思って。でも、これはやっぱり繰り返すでしょうし、先ほど、早い時点で板垣先生がおっしゃっていただいた、具体的な事例について検討をしてみるものが、そもそも論を引き出すのもあるだろうということなので。

これどうしましょう、ちょっともう残り時間少ないところで、例えば一つの具体的な事例についてというのと、それから広い議論を並行させるのか、一旦ここでちょっと具体的なものを一つやってみるのか、これはどうでしょうか。

例えばですね、中間的アプローチっていうものに関しては、もう具体的な事例が幾つか走ってはいるんです。私たちも、それに対しては、ある程度まとまった意見を持ってはいるんですが、苦勞をしているのは、バックフィットが、このバックフィットの正当化というか、正当化というのが、これも私と荻野長官の間で翻訳の違い、私たち、Justificationという言葉を使いますが、legitimacyという意味での、そのバックフィットの個々の正当化の部分というのは、一番よく議論になりがちなところ。それから、既に持っている制度ではあるけど、どうしようというFSARの話はあるんですけども。この中から、一つちょっと具体的なものをやってみるか、それとも、そもそもの議論という形でやっていくのかと。

○荻野長官 荻野です。

これは一つのアイデアというか、提案的なものですがけれども、今日いろいろいただいた中で、中間領域とリスクとの関係の位置づけの話でありますとか、山本先生がさっきおっしゃった、まさにTrust/Mistrustで違うんじゃないかのお話とか、それこそ正しい妥協かそうでない妥

協かは、どう考えるのかとかいった話は、ちょっと私の受け止めとしては、規制機関というのはどうあるべきかみたいなことになっていくのかなと思うんです。

他方、神は細部に宿りたもうじゃないですけど、バックフィットの一つの事例、2回目ぐらいのときに谷川からざっとした御紹介をしましたがけれども、そのうち何かを取り上げて、もうちょっと詳しく目に御紹介すると、いろいろ悩みとか論点とか出てくるでしょうし。それから、てんこ盛りにしたFSAR、なるものについてのいろんな思いとか考えとかいうことをお話しするとかいった形で具体例を出すと。これはかなり具体的なお話になりますが、それはそれで非常にその本質にもつながる、そういう固まりもあると思います。

もう一つは、いわゆる振り返りということで、関村先生のおっしゃる、事業者にこういうことがしみついてしまったのは、規制機関との関係でどう捉えるべきかとか、あるいは日本の規制機関とアメリカの規制機関がどういうときにどういうことをやってきたのかとか。あるいは、亀井先生おっしゃるような、三条委員会としての規制委員会が発足10年で、それを振り返ってみたらいいんじゃないかというような、そういうものもあります。そういった時系列の中で振り返っていく話、幾つか固まりがあると思います。

それぞれこちらで振り返りの話なり、個別の事例の話若干用意をさせていただきたいと思っておりますけれども。差し当たりは、例えば、ここでぐっと戻って、やや上流側の議論なんかをしてみたらどうかと思っております。ですから個別の各論的なファクトについての、ファクトを提示してお話というよりも、我々としても、もうちょっとやや若干抽象的な問題意識の提示をさせていただいて、議論をするといった形はいかがかなと思っております。

例えば、今日は御欠席ですけれども、大屋先生に9月に、そもそも規制とはというようなお話をさせていただいたので、それをもうちょっと深掘りする形をお願いをするとかいったことが、例えばあるのかなと思っております。そういう方向であれば、次回は1月になりますので、いろいろお願いするとしても時間的な余裕もないので、もしできればそういった形で進めて、まずは1月はやらせていただいて。

あと3月に2回取っておりますので、3月はまた1月の議論なども踏まえて、ちょっとこちらの仕立てと、それから、それに対して多分それをたたいていただくとか、それを基に御議論をいただくという形になろうかなとは思っておりますけれども、ちょっとその振り返り等のちょっと作業をさせていただきたいなというふうに思いますので。

整理しますと、要するに、取りあえず1月については、やや中間領域論なんかも含めて、規制機関の全体の中での位置づけなり役割なりということで、私どもの問題提起をさせていただいて、例えば、大屋先生的な観点からの、若干抽象論の高い御議論をまず冒頭していただいて、それで御議論いただくみたいな形でいかがかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市村原子力規制部長 委員長。

○更田委員長 ちょっと補足を、あまり上品でないかたちにしますけども。技術系、科学技術系のメンバーと、それから今、長官みたいに、理系文系という言い方をしたくないんですけども、非常に分かりやすいので言いますと、技術系のほうからすると、まだこの検討会で食い足りないところがあって。というのは、中間的アプローチとか、それからFSARどうするかだったら、大変失礼ながら、大屋先生、亀井先生、板垣先生においでいただいてないと思うんです。もう今まででもできる議論なんで。

何を期待したかという、やはり、じゃあそもそものところで立ち返るメンバーに参加していただいてという期待があるので。繰り返しますけど、事務局は、やはりできるだけまとめたという思いがあるのは分かるけれど、もう一回私たちは、大屋先生だけではなくて亀井先生、板垣先生から、私たちとは違う視点、勝田先生も含めてですけど、私たちと違う、技術系の者が持つ視点とは違うものを、まだ引き出せるんじゃないかという、失礼な言い方ですけど。

そこで、本日おられないので、ですけども御了解いただけるのであれば、次回を大屋先生リードという長官のアイデアは、私は面白いというふうに受け止めました。

○市村原子力規制部長 亀井先生、お願いします。

○亀井主席研究員 さっきちょっと申し上げた、まさに10年の変化のところを三条委員会として設計し、かつ専門家による委員会構成としたという、この日本独自の判断がどういうふうになっていたのかということについては、多分理論的なことはいろいろと言えるんだと思うんです。

ただ、実際のところどうだったのかということについてを受け止めながら、多分お話をしたほうが議論は深まるんだろうなと思います。ですから、先ほど板垣先生の御指摘があったような、理論的に言えることというのはいろいろあるんです。あるし、あるいはほかの事例から横展開して言えることというのは、多分いろいろとあるんだと思うんですけれども。多分ここはほかの話ではなくて、原子力規制委員会と、それによる規制についての話なので、その何かある種の手触り感、グラニュー（ざらざらした）な感じというのは、私たちとしては持って議論をしたいなというところがあるんで、そういうものがあると、多分その議論はかなり深まるんだろうなという感じがします。

例えば、さっきの理論的枠組みから言えば、市民知と専門知みたいな話というのは、必ず出てきますし。そういう中で市民知はどう位置づけられていて、実はないがしろになっている可能性もあるかなと、仮説としては思っています。例えば、皆さんがどう受け止めてらっしゃるのかとかで。となると、ここは実はさっきの信頼の話と、さっきこれ繰り返しになりますけれども、信頼の話というのは、信頼というのはあくまで市民なんです、国民なんです。ここがすごく大事なところなんだけども、専門知にいる人って、ここを案外ないがしろにするんです。そこはそこで議論されていて、例えばここでバックフィット、バックフィットと話しているけ

れども、市民でバックフィットを知っている人というのは、じゃあ例えば国民全体の何%いますかって話なんです。

例えば、そういうような、一番私たちが、ここにいる人たちが大切だと思っていることが、実は案外伝わってないというところも含めて、どういうふうに私たちが考えるかというところは、多分すごく大事な論点だと思いますので。できればそういう議論をする前に、多分何か具体的なものが出た上で、もうちょっと多分議論をしたい。今日は大屋先生いらっしゃらないんで分からないんですけども、というのが率直なところだと思います。

○市村原子力規制部長 関村先生、お願いします。

○関村副学長 基本的には、今の亀井先生のお話、賛成であります。

一方で、専門知は領域知のみはないわけであって、専門知の広さ、専門知を持ってらっしゃる方が、あるいはその知識そのものがほかとどういうふうに結びついて、アクションにつながっていくのか。あるいは、どういう判断をしているのか。もう少し具体的に言うと、規制庁の中のどういう部署が、どういう役割をどのように具体的に果たしているか、そのエキスパートがどのように判断をしているのか、こういうところにも結びつけた議論が必要かなというふうに思います。規制庁の中の仕組みについて、組織について、あるいはJNESがマージした後のTSOの考え方については、まだこの場で明らかにしていただいているとは思っていません。これを踏まえて、議論に含めていただくということをお願いできればと思います。よろしくお願いします。

○市村原子力規制部長 亀井先生。

○亀井主席研究員 そういう意味では、具体的なケーススタディは何か、この何か俎上に出してから、机の上に出してくださいというよりは、そういうものがあつたほうが、より具体的な議論はできるんだと思います。なので、何かごめんなさい、それを見て何か個別の議論に入っていくというよりは、そこから一般化させていくとか、あるいは本来もっともっと突っ込むべき、そもそも何でこういうふうになっているんだっけというところから、組織風土的なものだとかというところは導き出せるように思いますので。

ただ、これ要は、私たち、これいわゆる医学の世界で言うと、症例報告会をやっているわけではなくて、やっぱり具体的な臨床の話なんだと私は認識しているので。具体的に、今どういう状態なのかということをつかんだ上で考えるというような形を取りたいなど。一般的に何か全部伏せて、何か一般論をしているわけではないので、そこが多分すごく、そのきっかけとしての物というものが具体的にあつたほうがありがたいなと思っています。

○荻野長官 荻野でございます。

そういう意味で言うと、やっぱりちょっとややエピソード紹介という話にはなってしまいますけれども。ただ、我々の実感といいますか、我々なりに見ているみたいなのは、ちょっと

用意をさせていただいて、それ自身を詰めていって完成させるということではなくて、ベースとなる基礎情報みたいな形かなと思っております。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

そうしますと、もともと長官が少しお話をいただいた、大屋先生の力もお借りをして、かつ少し素材的なものは出せるものは出しつつ、ちょっとこの1か月でどんな準備ができるか分かりませんが、そういう方向で準備をして、次の1月15日ですけれども、会議を改めて開催をしたいというふうに考えてございます。

時間も過ぎておりますので、この辺りでと思いますが、最後何かありますればと思いますが、いかがですか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の会合を終了したいと思います。本日はありがとうございました。